

西原町地域公共交通計画策定業務委託

企画提案仕様書

令和7年5月26日

西原町 総務部 企画財政課

1. 業務名：西原町地域公共交通計画策定委託業務

2. 業務目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、西原町地域公共交通施策のマスタープランとなる「西原町地域公共交通計画」を策定するべく、西原町を取り巻く公共交通に関する課題の整理や地域公共交通に関する施策等を検討するための各調査を実施することを目的とする。計画策定に当たっては、国土交通省が示す「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」及び「地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」」等を参酌するものとする。なお、西原町地域公共交通計画は、令和7年度及び令和8年度の2カ年に渡り検討し策定することを予定しており、本業務委託は令和7年度に実施する業務内容である。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日までとする。

4. 業務内容

（1）西原町の地域特性把握

①地域特性の整理

地勢、土地利用、人口、産業等の基礎データ、商業施設・医療機関等目的地の分布と日常生活圏の形成状況等を整理し分析を行う。

②既存公共交通の現況把握

西原町に関連する交通事業者の移動資源を調査し、西原町の公共交通及びその他移動サービスについて現況整理を行う。

③既存データによる移動特性把握

携帯電話会社等が所有するビッグデータやパーソントリップ調査の分析結果等を取得し、移動の特性について分析する。

④上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性の整理

本計画との整合性を図り、かつ将来のまちづくり等の地域戦略と一体的な計画とするため、西原町の都市計画マスタープラン、その他国や県の計画や施策等を整理する。

（2）町民の意向把握調査

①町民アンケート調査

町民の移動ニーズやモード選択等を把握するため、町民アンケート調査を実施する。アンケート調査は3,000世帯を対象とし、WEBによる回答も想定する。（郵送での回収想定は600世帯程度）なお、データ抽出及び宛名ラベル作成、発送用封筒の用意

は発注者が行い、調査票の印刷、発送、回収に係る封書及び郵便料等の費用は受注者が負担する。

②町民ワークショップ開催

地域の生活スタイルや移動ニーズ等に合った公共交通システムのあり方を検討するために「交通」や「まちづくり」などをテーマとした町民ワークショップを開催する。開催に当たっては、運営支援及び記録、とりまとめ作業を行う。（2回程度開催予定）

③交通事業者等の実態調査

路線バス、一般乗用タクシーの運行状況や利用状況、事業継続に当たっての課題等について、交通事業者等にヒアリング等を行う。

④高齢利用者等の実態調査

公共交通に頼らざるを得ない高齢者等の移動の困りごとを把握するためヒアリング等を行う。

⑤路線バス利用者の実態調査

路線バス利用者へ、バス利用に当たっての満足度や改善要望等を把握するためヒアリング等を実施する。ヒアリングに当たっては、町内5か所程度のバス停にて、バス待ちをしている方を対象に実施を想定する。なお、対象バス停やヒアリングの時間帯等については、発注者と協議の上決定する。

（3）周辺市町村連携会議運営補助

隣接6市町村における連携会議に関する運営の補助、資料作成、議事の記録を行う（1回程度）。各市町村への招集や、会議室の手配は発注者が行う。

（4）西原町地域公共交通協議会等の運営支援

西原町地域公共交通協議会に関する運営の補助、資料作成、議事の記録を行う（2回程度）。また、必要に応じて、幹事会等の下部組織に関する運営補助等を行う（1回程度）。なお、委員に支払う報酬等は本業務に計上しない。各協議会等委員の招集や、会議室の手配は発注者が行う。

（5）打合せ協議

業務に当たり必要な打ち合わせ協議を行うものとし、打合せ後は打合せ簿を作成し発注者の確認を得るものとする。なお、打合せは、業務着手時、中間、成果物納品時の計3回とする。

（6）成果品の作成

本業務が完了した時は、成果品を以下のとおり作成すること。

ア. 業務報告書 … 2部

イ. 電子データ (CD-R) … 一式

※ 報告書及び計画書は、発注者が編集可能な形式で作成すること。また原則としてA4縦型左綴じ製本とすること。

※ 電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能なデータを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、発注者の了解を得るものとする。

5. 留意事項

(1) 個人情報の取り扱いについて

本業務の実施に伴い、個人情報を取り扱う場合は、西原町個人情報保護条例（平成12年西原町条例第2号）の規定を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務について

受託事業者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、提供を行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。

(3) 所有権等について

本業務で得られた成果品の所有権、著作権及び利用権は本協議会に帰属するものとする。また受託事業者は、著作者人格権を行使できないものとする。

(4) その他

ア. 成果品納品後に発生した受託事業者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託事業者の負担とする。

イ. 他にこの仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

6. 担当部署

西原町役場 総務部 企画財政課 企画調整係（西原町地域公共交通協議会事務局）

所在地：〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

TEL：098-945-4533 FAX：098-946-6086

E-mail：seisaku@town.nishihara.okinawa.jp